



## 一、最新中国法令

### ● 中华人民共和国专利法（修改）

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会  
【发布文号】中华人民共和国主席令(第五十五号)  
【发布日期】2020-10-17  
【实施日期】2021-06-01  
【内容提要】专利法此次的修改重点包括：

- 加强对专利权人合法权益的保护，包括加大对侵犯专利权的赔偿力度，对故意侵权行为规定一到五倍的惩罚性赔偿，将法定赔偿额上限提高到五百万，完善举证责任，完善专利行政保护，新增诚实信用原则，新增专利权期限补偿制度和药品专利纠纷早期解决程序有关条款等。
- 促进专利实施和运用，包括完善职务发明制度，新增专利开放许可制度，加强专利转化服务等。
- 完善专利授权制度，包括进一步完善外观设计保护相关制度，增加新颖性宽限期的适用情形，完善专利权评价报告制度等。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/xinwen/2020-10/18/content\\_5552102.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2020-10/18/content_5552102.htm)

### ● 中华人民共和国生物安全法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会  
【发布文号】中华人民共和国主席令(第五十六号)  
【发布日期】2020-10-17  
【实施日期】2021-04-15  
【内容提要】该法聚焦生物安全领域主要风险，完善生物安全风险防控体制机制，着力提高国家生物安全治理能力。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/bb3be5122854893a69acf4005a66059.shtml>

### ● 中华人民共和国出口管制法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会  
【发布文号】中华人民共和国主席令(第五十八号)  
【发布日期】2020-10-17  
【实施日期】2020-12-01  
【内容提要】中国对两用物项、军品、核以及其他

## 一、最新中国法令

### ● 中华人民共和国特許法（改正）

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会  
【発布番号】中華人民共和国主席令(第五十五号)  
【発布日】2020-10-17  
【実施日】2021-06-01  
【概要】特許法についての今般の改正重点ポイントには以下のものが含まれる。

- 特許権者の適法權益保護を強化した。これには、特許権侵害に対する賠償の度合いの強化、故意の権利侵害行為に対する一倍から五倍の懲罰的賠償の設定、法定賠償金額上限の五百万元への引上げ、立証責任の整備、特許権に対する行政上の保護制度の整備、信義誠実の原則の新規追加、特許権期限補償制度及び薬品特許紛争の早期解決手続に係る条項の新たな追加等が含まれる。
- 特許の実施と運用の促進。これには、職務発明制度の整備、特許開放許諾制度の新設、特許実用化に対するサポートの強化等が含まれる。
- 特許権付与制度を整備した。これには意匠保護関連制度の更なる整備、グレースピリオド適用となる状況の追加、特許権評価報告制度の整備等が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/xinwen/2020-10/18/content\\_5552102.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2020-10/18/content_5552102.htm)

### ● 中華人民共和国バイオセーフティ法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会  
【発布番号】中華人民共和国主席令(第五十六号)  
【発布日】2020-10-17  
【実施日】2021-04-15  
【概要】本法では、バイオセーフティ分野に係る主要リスク、バイオセーフティリスク管理体制メカニズムの整備、バイオセーフティに対する国の管理能力向上への注力に焦点をあてている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/bb3be5122854893a69acf4005a66059.shtml>

### ● 中華人民共和国輸出管理法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会  
【発布番号】中華人民共和国主席令(第五十八号)  
【発布日】2020-10-17  
【実施日】2020-12-01  
【概要】中国において「両用物資」、軍用品、核並

与维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务相关的货物、技术、服务等物品的出口管制，适用该法。

※两用物项，是指既有民事用途，又有军事用途或者有助于提升军事潜力，特别是可以用于设计、开发、生产或者使用大规模杀伤性武器及其运载工具的货物、技术和服务。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/cf4e0455f6424a38b5aefc8001712c43.shtml>

● [工业和信息化部、应急管理部关于印发《“工业互联网+安全生产”行动计划（2021-2023年）》的通知](#)

【发布单位】工业和信息化部、应急管理部  
【发布文号】工信部联信发〔2020〕157号  
【发布日期】2020-10-14  
【内容提要】该通知围绕“建设新型基础设施、打造新型能力、深化融合应用、构建支撑体系”等四个方面提出了重点任务，其中包括：

<b>建设“工业互联网+安全生产”新型基础设施</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>整合现有安全生产数据、平台和系统，构建企业级和行业级工业互联网安全生产监管平台，实现安全生产全过程、全要素、全产业链的连接和监管，具备安全感知、监测、预警、处置、评估等功能，提升跨部门、跨层级的安全生产联动联控能力。</li> </ul>
<b>深化工业互联网和安全生产的融合应用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>支持工业企业、重点园区在工业互联网建设中，将数字孪生技术应用于安全生产管理。实现关键设备全生命周期、生产工艺全流程的数字化、可视化、透明化，提升企业、园区安全生产数据管理能力。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
工业和信息化部、应急管理部关于印发《“工业互联网+安全生产”行动计划（2021-2023年）》的通知

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757022/c8115909/content.html>

官方解读

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n7281315/c8116316/content.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无

びに国の安全と利益の維持、拡散防止等国際的義務の履行に関わるその他の物品、技術、サービス等物資の輸出管理に対して、本法を適用する。

※「両用物資」とは、民生用途だけでなく、軍事用途又は軍事上の潜在力の向上に資する、とりわけ大量破壊兵器及びその運搬具の設計、開発、生産若しくは使用に用いることのできる物品、技術及びサービスを指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/cf4e0455f6424a38b5aefc8001712c43.shtml>

● [『「インダストリアルインターネット+安全生産」活動計画（2021-2023年）』公布に関する工業情報化部、应急管理部による通知](#)

【発布機関】工業情報化部、应急管理部  
【発布番号】工信部聯信發〔2020〕157号  
【発布日】2020-10-14  
【概要】本通知では、「新しいタイプのインフラ構築、新機能の創出、融合・応用の推進、サポート体制の構築」という4つの方面から重点任务を打ち出している。具体的には以下のものが含まれる。

<b>「インダストリアルインターネット+安全生産」による新タイプのインフラを構築する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の安全生産データ、プラットフォーム、システムを統合し、企業レベル、業界レベルのインダストリアルインターネット安全生産監視プラットフォームを構築し、安全生産の全プロセス、全要素、産業チェーン全体をインターネットに接続し監視し、安全性に対する感知、監視、早期警告、処理、評価などの機能を備え、部門、等級の枠を超えて連携し安全生産を共同管理するための機能を向上させる。</li> </ul>
<b>インダストリアルインターネットと安全生産の融合・応用を推進する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工業企業、重点園區がインダストリアルインターネットを構築する過程において、安全生産管理にデジタルツイン技術を取り入れることを支持する。重要設備のライフサイクル全体、生産工程全体のデジタル化、可視化、透明化を実現させ、企業及び園區の安全生産データ管理能力を向上させる。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
『「インダストリアルインターネット+安全生産」活動計画（2021-2023年）』公布に関する工業情報化部、应急管理部による通知

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757022/c8115909/content.html>

公式解説

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n7281315/c8116316/content.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リ

法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

ソクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、最新资讯

### ● 商务部要求完善外商投资企业投诉相关工作制度

为贯彻落实《中华人民共和国外商投资法实施条例》和《外商投资企业投诉工作办法》，商务部汇总形成《全国外商投资企业投诉工作机构名录》，并发布《商务部办公厅关于请完善外商投资企业投诉相关工作制度的函》，请各省（区、市）做好本地区外商投资企业投诉相关工作。

（里兆律师事务所 2020 年 10 月 16 日编写）

## 二、新着情報

### ● 商务部が外商投資企業苦情処理制度の整備を求めた

「中華人民共和國外商投資法实施条例」及び「外商投資企業苦情処理弁法」を貫徹するため、商務部が取りまとめたうえで、「全国外商投資企業苦情処理機関リスト」を作成し、「外商投資企業苦情処理制度の整備要請に関する商務部弁公庁による書簡」を公布し、本地区の外商投資企業からの苦情処理作業を徹底するよう各省（区、市）に要請している。

（里兆法律事務所が 2020 年 10 月 16 日付で作成）

## 三、里兆解读

### ● 《民法典》给企业带来什么变化——“担保制度”解读（连载之一/共二篇）

中国的担保法律制度最早规定于《民法通则》第 89 条，后通过《担保法》及其司法解释、《物权法》等，建立起较为完整的担保法律制度体系。

2020 年 05 月 28 日第十三届全国人大三次会议表决通过的《民法典》，在其第二编的第四分编以及第三编的第二分编中，分别对担保物权和保证合同的内容进行了规定。

关于《民法典》实施后担保法律制度的主要变化，本文拟比较《民法典》与《物权法》以及《担保法》的相关规定，从担保物权和保证合同这两个方面，进行简要评述。

### 一、担保物权相关变化

主题	《物权法》、《担保法》等规定 <sup>1</sup>	《民法典》规定	律师简要评述
可设定担保物权	《物权法》第一百八十条 债务人或者第三人有权处分的下列财产可以抵押：	第三百九十五条 债务人或者第三人有权处分的下列财产可以抵押： (一)建筑物	● 《民法典》进一步扩大了可设定担保物权的范围。

<sup>1</sup> 限于文章篇幅，部分法规内容以脚注形式展现。  
<sup>1</sup> 紙面の都合上、一部法規の内容を脚注に記載する。

## 三、里兆解説

### ● 「民法典」は企業にどのような変化をもたらすか——「担保制度」を読み解く（連載の一/全二回）

中国の担保法律制度が早くは「民法通则」第 89 条に定められ、その後、「担保法」及びその司法解释、「物权法」等を通じて、相対的に完全な担保法律制度の体系を構築してきた。

2020 年 5 月 28 日、第十三期全国人民代表大会第三次會議にて「民法典」が採決され、その第二編の第四分編及び第三編の第二分編に担保物権及び保証契約の内容が定められている。

本稿では、「民法典」の実施に伴う担保法律制度的主な変化に関して、「民法典」を「物权法」、「担保法」の規定と比較しながら、担保物権及び保証契約の 2 つの方面から簡潔に考察する。

### 一、担保物権の変化

テーマ	「物权法」、「担保法」等の規定 <sup>1</sup>	「民法典」の規定	筆者コメント
担保物権を設定	「物权法」第一百八十条 債務者又は第三者が処分権を有する次の各号に掲げる財産に	第三百九十五条 債務者又は第三者が処分権を有する次の各号に掲げる財産には、抵当権を	● 「民法典」は担保物権を設定できる範囲をさらに拡大し

<p>范围</p>	<p>(一)建筑物和其他土地附着物; (二)建设用地使用权; (三)以<b>招拍、公开协商等方式取得的荒地等土地承包经营权</b>; …… (七)法律、行政法规未禁止抵押的其他财产。</p> <p>第一百八十四条 下列财产不得抵押: (一)土地所有权; (二) <b>耕地、宅基地、自留地、自留山等集体所有的土地使用权</b>,但法律规定可以抵押的除外; (三)学校、幼儿园、<b>医院</b>等以公益为目的的<b>事业单位、社会团体</b>的教育设施、医疗卫生设施和其他<b>社会公益设施</b>; ……</p> <p>第二百二十三条 债务人或者第三人有权处分的</p>	<p>和其他土地附着物; (二)建设用地使用权; (三)<b>海域使用权</b>; …… (七)法律、行政法规未禁止抵押的其他财产。</p> <p>第三百四十二条 通过<b>招拍、公开协商等方式承包农村土地,经依法登记取得权属证书的</b>,可以依法采取<b>出租、入股、抵押</b>或者其他方式<b>流转土地经营权</b>。</p> <p>第三百九十九条 下列财产不得抵押: (一)土地所有权; (二)宅基地、自留地、自留山等集体所有土地的使用权,但是法律规定可以抵押的除外; (三)学校、幼儿园、<b>医疗机构</b>等为公益目的成立的<b>非营利法人</b>的教育设施、医疗卫生设施和其他</p>	<p>比如:增加了海域使用权的抵押、明确了“将有的”应收账款的质押;缩小了社会公益设施的不可抵押范围;删除了耕地不得抵押的规定;明确了特定情形下的土地经营权的可抵押(与《农村土地承包法》的规定一致)。</p>	<p>できる範囲</p>	<p>は、<b>抵当権を設定することができる。</b> (一)建築物及びその他の土地の定着物。 (二)建設用地使用权。 (三)<b>入札募集、競売、公開協議等の方式により取得した荒地等の土地請負経営権。</b> …… (七)法律、行政法规により<b>抵当権の設定が禁止されていない</b>その他の財産。</p> <p>第八十四条 次の各号に掲げる財産には、<b>抵当権を設定してはならない。</b> (一)土地所有権。 (二)<b>耕地、宅地、自留地、自留山等の集団所有にかかる</b>土地使用权。但し、法律に<b>抵当権を設定することができる</b>と定められている場合はこの限りではない。 (三)学校、幼稚園、<b>病院</b>等の公益を目的とした<b>事業組織、社会団体</b>の教育施設、医療衛生施設及びその他の<b>社会公益施設</b>。 ……</p> <p>第二百二十三条 債務者又は第三者が<b>処分権を有す</b></p>	<p>設定することができる。 (一)建築物及びその他の土地の定着物。 (二)建設用地使用权。 (三)<b>海域使用权</b>。 …… (七)法律、行政法规により<b>抵当権の設定が禁止されていない</b>その他の財産。</p> <p>第三百四十二条 <b>入札募集、競売、公開協議等の方式により農村の土地を請け負い、法に則り登記手続きを行い所有権証書を取得した場合、法に則り貸出、資本参加、<b>抵当権設定</b>又はその他の方式により<b>土地経営権</b>を移転させることができる。</b></p> <p>第三百九十九条 次の各号に掲げる財産には、<b>抵当権を設定してはならない。</b> (一)土地所有権。 (二)宅地、自留地、自留山等の<b>集団所有</b>にかかる土地使用权。但し、法律に<b>抵当権を設定することができる</b>と定められている場合はこの限りではない。 (三)学校、幼稚園、<b>医療機</b></p>	<p>た。 例えば、<b>海域使用権</b>への<b>抵当権設定</b>、「将来発生し得る」<b>売掛金</b>への<b>質権設定</b>を新たに追加した。<b>社会公益施設</b>について<b>抵当権</b>を設定できない範囲を縮小した。<b>耕地</b>には<b>抵当権</b>を設定してはならないという規定を削除した。特定の場合には、<b>土地経営権</b>に<b>抵当権</b>を設定することができることを明確にした(「農村土地請負法」の規定と一致している)。</p>
-----------	--	---	--	--------------	---	--	--



	<p>下列权利可以出质： （一）汇票、支票、本票； …… （六）应收账款； （七）法律、行政法规规定可以出质的其他财产权利。</p>	<p>公益设施； ……</p> <p>第四百四十条 债务人或者第三人有权处分的下列权利可以出质： （一）汇票、支票、本票、支票； …… （六）<b>现有的以及将有的</b>应收账款； （七）法律、行政法规规定可以出质的其他财产权利。</p>			<p>る次の各号に掲げる権利には質権を設定することができる。 （一）為替手形、小切手、約束手形。 …… （六）売掛金。 （七）法律、行政法規に質権を設定することができる規定されているその他の財産的権利。</p>	<p>關等の公益を目的として成立された<b>非営利法人</b>の教育施設、医療衛生施設及びその他の公益施設。 ……</p> <p>第四百四十条 債務者又は第三者が処分権を有する次の各号に掲げる権利には質権を設定することができる。 （一）為替手形、小切手、約束手形。 …… （六）<b>既存の売掛金、及び将来発生し得る売掛金</b>。 （七）法律、行政法規に質権を設定することができる規定されているその他の財産的権利。</p>	
<p>抵押财产转让</p>	<p>《物权法》第一百九十一条 抵押期间，抵押人<b>经抵押权人同意</b>转让抵押财产的，应当将转让所得的价款向抵押权人提前清偿债务或者提存。转让的价款超过债权数额的部分归抵押人所有，不足部分由债务人清偿。</p>	<p>第四百零六条 抵押期间，<b>抵押人可以转让抵押财产</b>。当事人另有约定的，按照其约定。抵押财产转让的，抵押权不受影响。</p> <p>抵押人转让抵押财产的，应当<b>及时通知抵押权人</b>。</p> <p>抵押权人能够证明抵押财产转让可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 关于抵押财产转让时，与抵押权人的关系问题，《担保法》最初要求的是“通知抵押权人”，此后《物权法》调整为了“需经抵押权人同意”，此次《民法典》进行了回归，删除了“需经抵押权人同意”</li> </ul>	<p>抵押财产の譲渡</p>	<p>「物権法」第百九十一条 抵押権設定期間内において、抵押権設定者が<b>抵押権者の同意</b>を得て抵押財産を譲渡する場合は、譲渡により得た代金をもって抵押権者に対して債務の繰上弁済を行い、又は供託しなければならない。譲渡代金の債権額を超える部分については、抵押権設定者の所有に帰し、不足する部分については、債務者</p>	<p>第四百六条 抵押権設定期間内において、<b>抵押権設定者は抵押財産を譲渡することができる</b>。当事者間で別段の約定がある場合、その約定に従う。抵押財産を譲渡した場合でも、抵押権には影響しない。抵押権設定者が抵押財産を譲渡する場合、<b>抵押権者へ速やかに通知しなければならない</b>。抵押権者は、抵押財産を譲渡することに</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 抵押財産の譲渡時の抵押権者との関係に関して、「担保法」では、最初「抵押権者に通知する」と定められていたが、その後の「物権法」では「抵押権者の同意を得る」ことへと調整されている。今回の「民法典」では</li> </ul>

	<p>抵押期间,抵押人未经抵押权人同意,不得转让抵押财产,但受让人代为清偿债务消灭抵押权的除外。</p> <p>《担保法》第四十九条 抵押期间,抵押人转让已办理登记的抵押物的,应当通知抵押权人并告知受让人转让物已经抵押的情况;抵押人未通知抵押权人或者未告知受让人的,转让行为无效。</p> <p>《担保法解释》第六十七条<sup>2</sup></p>	<p>能损害抵押权的,可以请求抵押人将转让所得的价款向抵押权人提前清偿债务或者提存。转让的价款超过债权数额的部分归抵押人所有,不足部分由债务人清偿。</p>	<p>这一限制。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上述调整有利于抵押物的流转,促进交易,提高抵押物的利用效率。</li> <li>● 从抵押权人的角度而言,如果要限制抵押人对抵押财产的处分,需要在抵押合同等中进行专门的约定。</li> </ul>	<p>が弁済する。抵当権設定期間内において、抵当権設定者は、抵当権者の同意を得ずに、抵当財産を譲渡してはならない。但し、譲受人が債務を代位弁済し、抵当権を消滅させた場合はこの限りではない。</p> <p>「担保法」第四十九条 抵当権設定期間内において、抵当権設定者が登記済みの抵当物を譲渡する場合、抵当権者に通知をしたうえで、譲受人に対して譲渡物にはすでに抵当権が設定されているという状況を告知しなければならない。抵当権設定者が抵当権者に対して通知をせず、又は譲受人に対して告知をしていない場合、譲渡行為は無効である。</p> <p>「担保法解释」第六十七条<sup>2</sup></p>	<p>より抵当権を損害する恐れがあることを証明することができれば、譲渡により得た代金をもって抵当権者に対して債務の繰上弁済を行い、又は供託することを抵当権設定者に請求することができる。譲渡代金の債権額を超える部分については、抵当権設定者の所有に帰し、不足する部分については、債務者が弁済する。</p>	<p>原点に戻り、「抵当権者の同意を得る」という制限が削除されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上述した調整は、抵当物の流通に有利であり、取引の促進、抵当物利用率の向上が期待される。</li> <li>● 抵当権者の視点から見て、抵当権設定者による抵当財産の処分を制限する場合、抵当契約等において個別に約定するとよい。</li> </ul>
--	--	--	--	---	--	---

<sup>2</sup> 《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国担保法〉若干问题的解释》(以下简称“《担保法解释》”)第六十七条,抵押权存续期间,抵押人转让抵押物未通知抵押权人或者未告知受让人的,如果抵押物已经登记的,抵押权人仍可以行使抵押权;取得抵押物所有权的受让人,可以代替债务人清偿其全部债务,使抵押权消灭。受让人清偿债务后可以向抵押人追偿。如果抵押物未经登记的,抵押权不得对抗受让人,因此给抵押权人造成损失的,由抵押人承担赔偿责任。

<sup>2</sup> 『中華人民共和国担保法』適用の若干事項に関する最高人民法院の解釈(以下『担保法解释』)という第六十七条では、次のように記載されている。

抵当権の存続期間中において、抵当権設定者が抵当権者に通知せずに、又は譲受人に告知せずに、抵当物を譲渡した場合において、抵当物がすでに登記されていたときは、抵当権者は依然として抵当権を行使することができる。抵当物の所有権を取得した譲受人は、債務者に代わりその全部の債務を弁済し、抵当権を消滅させることができる。譲受人は債務を弁済した後、抵当権設定者に対して求償することができる。抵当物が登記されていなかった場合、抵当権は譲受人に対抗することはできず、これにより抵当権者に損失がもたらされた場合は、抵当権設定者が賠償責任を負う。

<p style="text-align: center;">流押流质</p>	<p>《物权法》第一百八十六条 抵押权人在债务履行期限届满前，不得与抵押人约定债务人未履行到期债务时抵押财产归债权人所有。</p> <p>第二百一十一条 质权人在债务履行期限届满前，不得与出质人约定债务人未履行到期债务时质押财产归债权人所有。</p> <p>《担保法》第四十条 订立抵押合同时，抵押权人和抵押人在合同中不得约定在债务履行期限届满抵押权人未受清偿时，抵押物的所有权转移为债权人所有。</p> <p>第六十六条 出质人和质权人在合同</p>	<p>第四百零一条 抵押权人在债务履行期限届满前，与抵押人约定债务人未履行到期债务时抵押财产归债权人所有的，只能依法就抵押财产优先受偿。</p> <p>第四百二十八条 质权人在债务履行期限届满前，与出质人约定债务人未履行到期债务时质押财产归债权人所有的，只能依法就质押财产优先受偿。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 根据传统理论，担保物权是一种变价受偿权，流押、流质使得抵押物或质押物未经折价或变价而直接转为一种所有，违背其价值性；</li> <li>● 同时，为了保护在担保法律关系中易处于地位的担保人、平衡与担保物人之间的利益，此前法律也确定了禁止流押、流质的原则。</li> <li>● 此次《民法典》删去了禁止流押、流质的明文规定，意味着对流押、流质</li> </ul>	<p style="text-align: center;">流抵押、流质</p>	<p>「物権法」第一百八十六条 抵当権者は、債務の履行期間が満了する前において、債務者が期限到来債務を履行しない場合には抵当財産は債権者の所有に帰することを抵当権設定者と約定してはならない。</p> <p>第二百一十一条 質権者は、債務の履行期間が満了となる前において、債務者が期限到来債務を履行しない場合には質物は債権者の所有に帰することを質権設定者と約定してはならない。</p> <p>「担保法」第四十条 抵当権設定契約を締結する際に、抵当権者と抵当権設定者は、債務の履行期限到来時に抵当権者が債務の弁済を受けていない場合に抵当物の所有権は移転し、債権者の所有に帰することを契約において約定してはならない。第六十六条 質権者と質権設定者は、債</p>	<p>第四百一条 抵当権者は、債務の履行期間が満了する前において、債務者が期限到来債務を履行しない場合には抵当財産は債権者の所有に帰することを抵当権設定者と約定した場合でも、法に依拠して抵当財産について優先的に弁済を受けることしかできない。</p> <p>第四百二十八条 質権者は、債務の履行期間が満了する前において、債務者が期限到来債務を履行しない場合には質権財産は債権者の所有に帰することを質権設定者と約定した場合でも、法に依拠して質権財産について優先的に弁済を受けることしかできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来理論によると、担保物権とは換価され、弁済を受ける権利をいい、流抵押、流質を行うことにより、抵当物又は質物を現金化・換価することなく、直接に所有権に転換してしまうと、価値権という属性に違背する。また、担保物権における法律関係で弱い立場に置かれやすい担保提供者を保護し、担保物権の権利者との利益の均衡を保つために、過去の法律でも流抵押・流質禁止の原則を確立している。</li> <li>● この度、「民法典」で流抵押・流質禁止という明文規定が削除されたことは、</li> </ul>



	<p>中不得约定在债务履行期届满质权人未受清偿时,质物的所有权转移为质权人所有。</p> <p>《担保法解释》第五十七条<sup>3</sup>第九十六条<sup>4</sup></p>		<p>问题采取了相对缓和的态度,但是,从“只能依法就抵押/质押财产优先受偿”这一规定来看,如果当事人作出流押、流质约定,应该仍然将会被认定为无效。</p>		<p>務の履行期限満了時に質権者が債務の弁済を受けていない場合に質物の所有権は移転し、質権者の所有に帰することを契約において約定してはならない。</p> <p>「担保法解释」第五十七条<sup>3</sup>第九十六条<sup>4</sup></p>		<p>流抵当、流質という問題に向き合う姿勢が緩和されたことを意味するが、「法に依拠し抵当財産、質権財産について優先的に弁済を受けることしかなし」と定められていることから、当事者が流抵当、流質を約定したとしても、依然として無効と認定されるはずである。</p>
<p>抵押质押并存时的清偿顺序</p>	<p>《担保法解释》第七十九条同一财产法定登记的抵押权与质权并存时,抵押权人优先于质权人受偿。<sup>5</sup></p> <p>同一财产抵</p>	<p>第四百一十五条 同一财产既设立抵押权又设立质权的,拍卖、变卖该财产所得的价款按照登记、交付的时间先后确定清偿顺序。</p>	<p>● 《担保法解释》中约定了“法定抵押权优先于质押权”的内容,随着《物权法》的颁布该内容适用前提</p>	<p>抵押权与质权并存的情况</p>	<p>「担保法解释」第七十九条同一财产に、法定登記されている抵押権と質権が並存している場合、<b>抵押権者は質権者に優先して弁済を受ける。</b><sup>5</sup></p> <p>同一財産に</p>	<p>第四百一十五条 同一財産に、抵押権も質権も設定されている場合、当該財産を競売にかけ、売却することによって得た代金を、登記、交付の時間順に従い、弁済順位を</p>	<p>● 「担保法解释」では「法定抵押権は質権に優先する」との内容が定められていたが、「<b>物权法</b>」の公布に</p>

<sup>3</sup> 当事人在抵押合同中约定,债务履行期届满抵押权人未受清偿时,抵押物的所有权转移为债权人所有的内容无效。该内容的无效不影响抵押合同其他部分内容的效力。

<sup>3</sup> 債務の履行期限が満了となる前において、抵押権者が弁済を受けていない場合に抵当物の所有権は債権者の所有に帰することを抵当権設定契約において当事者が約定した場合、無効である。当該内容が無効となっても、抵当権設定契約の他の部分の効力には影響しない。

<sup>4</sup> 本解释第五十七条、第六十二条、第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第八十条之规定,适用于动产质押。

<sup>4</sup> 本解释第五十七条、第六十二条、第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第八十条の規定は動産質権に適用する。

<sup>5</sup> 对此,《九民会议纪要》第65条第2款明确,“根据《物权法》第178条规定的精神,担保法司法解释第79条第1款不再适用”。

<sup>5</sup> この点に対して、「九民會議紀要」第65条第2項によると、「『**物权法**』第178条に規定する方針に基づき、担保法司法解释第79条第1項は以降適用しない」ことを明記している。

	<p>押权与留置权并存时,留置权人优先于抵押权人受偿。</p> <p>《物权法》<sup>6</sup> 第一百七十八条 担保法与本法的规定不一致的,适用本法。</p>		<p>已经不存在,但是《物权法》本身又没有对此进行规定。此次《民法典》对《物权法》进行了完善,就抵押权、质权并存的清偿顺序作出了明确的规定,即以登记、交付的时间先后确定,为此类争议提供了明确的法律依据。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基于上述规定的实务应对,抵押权人、质权人应及时办理登记手续、或及时交付,避免因未办理或落后于他人登记、交付而</li> </ul>
<p>の 弁 済 順 位</p>	<p>抵当権と留置権が並存している場合、留置権人は抵当権者に優先して弁済を受ける。</p> <p>「物権法」<sup>6</sup> 第一百七十八条 担保法と本法の規定とが矛盾する場合には、本法を適用する。</p>	<p>確定する。</p>	<p>に伴い、当該内容を適用する前提はすでになくなったが、「物権法」自身ではこれについて規定していない。今回の「民法典」は「物権法」を整備し、抵当権、質権が並存する場合における弁済順位を明確に規定した。つまり、登記、交付の時間順に従い確定し、これをめぐる紛争に明確な法的根拠を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上述した規定に係る実務上の対応として、抵当権者、質権者は登記手続き又は交付を適時に行わなかった、又は他人より遅れたことで弁</li> </ul>

<sup>6</sup> 《物权法》仅对同一物上的多个抵押权的清偿顺序进行了约定,并未规定同一物上同时存在抵押权和质权时应遵循的清偿顺序。

<sup>6</sup> 「物権法」では、同一の物上の複数の抵当権に係る弁済順位しか定めておらず、同一の物上に抵当権と質権が並存する場合に従うべき弁済順位を規定していなかった。

			法获得清偿,同时应注意保管好相关证据证明。
--	--	--	-----------------------

由于篇幅限制,暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中,我们将继续介绍“保证合同相关变化”。

(里兆律师事务所 2020 年 10 月 16 日编写)

			济を受けることができなくならないよう、登記手続き又は交付を速やかに行わなければならない。同時に係る証拠をしっかりと保管しておくようにしなければならない。
--	--	--	--

紙面に限りがあるため、ひとまず上記内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において「保証契約に関する変化」について引き続き紹介する。

(里兆法律事務所が 2020 年 10 月 16 日付で作成)

#### 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (=律师近期的关注话题)

- “类案检索”对诉讼案件及企业风险防控的意义
- 强化商业秘密保护的立法动向

#### 四、トピックス

※企業が最近注目している話題 (=弁護士が最近注目している話題)

- 訴訟事案及び企業におけるリスクマネジメントに対する「類似する事案検索」の意義
- 営業秘密保護強化に係る立法動向